

多賀城市消費生活 かわら版 第8号

5月は消費者月間です

「みんなの強みを活かせ

安全・安心な社会に「億総活躍」

毎年5月は「消費者月間」です。

今、消費者行政は、消費者・事業者・行政の連携による、より良い社会の構築を目指した新たな展開の段階にきています。消費者庁では、一億総活躍社会の実現に向け、多様な人々が各自の強みを活かして挑戦していくことが重要であるとし、多様な主体の活躍による、安全・安心で豊かな社会の実現を目指しています。

相談は無料で、来室と電話で対応しています。

相談内容によっては、より専門的な機関等を御案内する場合があります。

消費生活 出前講座

青少年への金銭教育から高齢者に対する悪質商法の注意喚起まで、消費生活に関する出前講座を実施しています。受講希望の方(団体)は、下記連絡先までお申し込みください。費用は無料です。



消費生活相談

市役所2階の消費生活相談窓口(市民相談室)には



インターネット通販 に関するトラブル



インターネット通販は簡単に商品を購入できて便利ですが、その一方でトラブルに巻き込まれる消費者が年々増加しています。



違う商品が届いた

ブランド名で検索し見つけたサイトで海外ブランドのスマートフォンを注文し、個人名義の口座に代金を振り込んだ。届いた商品は粗雑な作りでブランドのタグが

商品が届かない

業者サイトで商品注文したら、代金前払いの指示があったので、業者指定の個人名義の口座に代金を入金した。入金後に発送するとのことだったが、2週間経っても商品は届かず。業者にメールを送っても返事が来ない。

ネットショップ利用時の チェックポイント



★ショップの所在地や担当者名、電話番号を必ず確認し、所在地が実在するか地図で調べておく。

★ネットにおけるショップの評判を見ておく。

★開封後に返品できるか、イメージが違う等の理由でも返品ができるかなどの条件を確認する。

★注文した内容、業者からのメールや確認画面は保存しておく。

★支払い方法は、口座振込みの前払いだけでなく、カード支払いや代金引換など、複数用意されているショップを選ぶようにする。

★個人名義口座への前払いでの振り込みには注意する。

困ったときは すぐに相談！

消費者トラブルは、年々複雑多様化しています。一人で解決するのは簡単ではありませんし、問題がさらに複雑になってしまうことがあります。消費者トラブルに巻き込まれたと思ったら、専門の相談員がいる消費生活相談窓口(下記)まですぐにご相談ください。



「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」

「身に覚えのない請求が来た」など…

困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご相談ください。

多賀城市消費生活相談窓口(市民相談室) 市役所2階

電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。

受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161